

## 第6回 国家公務員法弾圧・堀越事件

猿払事件最高裁判決を変更させた弁護団の努力

会員 菊池 紘 (20期)

### 1 猿払事件最高裁判決から 30年後の起訴

社会保険事務所に勤めていた堀越氏は、長年にわたって自宅付近で、仕事と無関係に諸々のビラを配布していたが、2004年3月3日に突然逮捕された。2003年10月から11月に休日を利用し私人の立場で自宅付近の住宅に「しんぶん赤旗」号外を配った行為が国家公務員法・人事院規則で禁止している政治的行為に当たるとして。

逮捕された堀越氏は、検事から「君は公務員をとるか、共産党をとるか」「公務員をとるなら略式起訴で終わる」と言われた。しかし、堀越氏は保身を選ばなかった。逮捕に抗議する弁護人に検事は「猿払判決がある以上、起訴せざるをえません」と言った。そして、堀越氏は逮捕からわずか2日後の2004年3月5日に起訴され、同日釈放された。

「公務員の政治的中立性を損うおそれがあると認められる政治的行為を禁止することは」「公務員の職種・職務権限、勤務時間の内外を区別することなくとも」禁止目的との間の合理的な関連性が失われるものではないとした、1974年の猿払事件最高裁判決から約30年も経っていた。この間政治活動に国家公務員法を適用する起訴は皆無だった。

### 2 29日間におよぶ執拗な盗撮

弁護団の請求に応じて開示された証拠によると、警察官たちは起訴対象となった2003年10月19日、同月25日、11月3日の3日間を含む同年10月11日から11月8日までの29日間、連日、多いときは11人で、堀越氏を尾行して盗撮を続けた。警察官

たちは、自宅前で待ち伏せするなどして、堀越氏が共産党区議会議員事務所や共産党千代田地区委員会に出入りする様子や、マンションや一般住宅にビラを配布する様子を逐一ビデオ撮影した。それだけでなく警察がまとめた一覧表には、集会や会合への参加、知人との付き合い、飲食店で遊興したり病院に通院したこと、冷凍食品の購入など、まったく個人的な行動までが詳細に記録されていた。この29日間に撮影されたビデオテープは、1審開示分、2審開示分を合わせて32本にも及んだ。

折から憲法改悪をめぐり激しい攻防が広がる中で、猿払事件最高裁判決から約30年の沈黙を経て起訴したその意図は、国公法102条1項と人事院規則を改めて発動できるようにし、それをもって国家公務員の政治活動を一律に広く禁圧することにあった。

### 3 月2回開廷と警察官に対する尋問

公判が始まると1審の裁判官は「2年で結審・判決まで」と言い、月2回開廷を求めた。弁護団は討議を重ねたうえで、覚悟を決めてこれを受け立つことにした。また、弁護団は、重要なやり取りは事前の非公開の協議ではなく、全て公判で傍聴人の目の前で進めるという原則を貫いた。こうして傍聴人が裁判の進行を理解したことはよかった。

警察官証人11人を1年以上にわたって尋問した。一人ひとりの警察官の尋問ごとに、盗撮ビデオを上映し、その経過を説明させ、捜査の違法性について反対尋問を行う。それが毎回のパターンとなった。これを通じて捜査の端緒と違法捜査を明らかにできた。

マスコミの関心は表に出た「盗撮ビデオ」問題で一気に高まった。裁判所がこれらのビデオの一部を違法として証拠排除したことは「異例の決定」と報道された。

#### 4 1審での執行猶予付き罰金刑と 2審での適用違憲無罪

1審判決はこれまでに例を見ない執行猶予付き罰金刑だった。ビラ配布を「公務員の政治的中立性を損なうおそれの高い行為に及んだのであるから、それによって法益侵害の危険を抽象的にせよ発生させたといわざるを得ない」とする一方で、執行猶予の理由を「直ちに行政の中立性とこれに対する国民の信頼を侵害したり、侵害する具体的な危険を発生させたりするものではなかった」こととした（平成18年6月29日東京地裁・毛利光晴裁判長）。

しかし、2審は、「罰則規定を適用して被告人に刑事責任を問うことは、保護法益と関わりのない行為について、表現の自由という基本的人権に対し必要やむを得ない限度を超えた制約を加え、これを処罰の対象とするものといわざるを得ないから、憲法21条1項及び31条に違反する」と適用違憲判決を下した（平成22年3月29日東京高裁第5刑事部・中山隆夫裁判長）。この中山判決で適用違憲とする判断の根底には「盗影ビデオ」問題があった。

#### 5 事実上の猿払事件最高裁判決の変更

検察側は、この判決を不服として上告した。最高裁での審理を前にして弁護団は、必ず猿払事件

最高裁判決の変更を勝ち取り、同判決の基礎にある「公務員の政治的中立性」論を打ち破ろうとした。

最高裁判決（平成24年12月7日最高裁第2小法廷・千葉勝美裁判長）は、「配布行為は、管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に（中略）行われたものであり、職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない。そうすると、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しない」として無罪とした。特に須藤裁判官の補足意見が重要である。そこでは「いわば、一私人、一市民として行動しているとみられるから、（中略）被告人の本件配布行為からうかがわれる政治的傾向が被告人の職務の遂行に反映する（中略）蓋然性について合理的に説明できる結び付きは認めることができず、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるとはいえない」とされた。

弁護団が力を入れた「盗撮ビデオ」問題については、判決文の表にこそ出ていない。しかし、それに先立ち、地裁判決は盗撮ビデオの一部を違法として証拠排除しており、裁判所もこのような違法な捜査手法を重く見ているものと思われる。

構成要件の解釈か適用違憲かの議論は残ったものの、この最高裁判決により、堀越氏の無罪は確定した。そして、猿払事件最高裁判決における「公務員の職種・職務権限、勤務時間の内外を区別することなく、あるいは行政の中立的運営を直接、具体的に損う行為のみに限定されていないとしても」政治的行為は許されないとする判断もまた、変更されたものと評価できる。